

令和7年執行砺波市議会議員選挙 立候補届出の受付要領

混雑の防止と事務処理の円滑化を図るため、選挙期日の告示日（4月13日）における立候補届出の受付は次の1～3の順番で行います。

- 1 事前審査終了済みの届出書類を持参した上で、午前8時30分までに立候補届出場所に到着された方
 - (1) 受付に備え付けの「立候補届出参集者名簿」に候補者氏名及び届出書持参者氏名を記入いただきます。
 - (2) 届出書類を所持している方（1名）のみ入室いただきます。
 - (3) 届出書類の審査の順番を決めるため、くじを2回引いていただきます。
 - ① 1回目のくじ・・・「くじ棒を引く順番」を決めるために行います。
参集順に、番号札の入った封筒をお取りいただきます。その封筒に入った番号札の番号がくじ棒を引く順番となります。
 - ② 2回目のくじ・・・「審査順番」を決めるために行います。
「くじ棒を引く順番」に従って、くじ棒を引いていただきます。くじ棒の番号が審査順番となります。
 - (4) すべての審査の順番が決定した後、審査を開始します。
- 2 事前審査終了済みの届出書類を持参した上で、午前8時30分を過ぎて立候補届出場所に到着された方
 - (1) 受付に備え付けの「立候補届出参集者名簿」に候補者氏名及び届出書持参者氏名を記入いただきます。
 - (2) 届出書類を所持している方（1名）のみ入室いただきます。
 - (3) 上記1の審査終了後、到着の順序により審査を開始します。
- 3 事前審査が終了していない方
 - (1) 受付に備え付けの「立候補届出参集者名簿」に候補者氏名及び届出書持参者氏名を記入いただきます。
 - (2) 届出書類を所持している方（1名）のみ入室いただきます。
 - (3) 上記1・2の審査終了後、到着の順序により審査を開始します。

- ・市役所正面玄関入口は、4月13日の午前8時に開錠します。
- ・審査が終了し立候補届出書が正式に受理されて、はじめてその受理番号が届出受理番号となります。この届出受理番号がポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画番号と同一であることに留意してください。
- ・この受理が決定するまでは、ポスター掲示場へのポスターの貼付等を含め、選挙運動は一切できませんので、ご注意願います。